

令和 8 年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算

議案第8号

令和8年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水 産 物	9, 360 トン
イ 青 果 物	54, 630 トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 市場事業収益	1, 098, 000	千円
第1項 営業収益	730, 540	千円
第2項 営業外収益	367, 360	千円
第3項 特別利益	100	千円

支 出		
第1款 市場事業費用	1, 098, 000	千円
第1項 営業費用	1, 010, 206	千円
第2項 営業外費用	5, 326	千円
第3項 特別損失	77, 468	千円
第4項 予備費	5, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額342, 200千円は、減債積立金37, 809千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21, 879千円及び過年度分損益勘定留保資金282, 512千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入	25, 800	千円
第1項 出資金	25, 800	千円
支 出		
第1款 資本的支出	368, 000	千円

第1項 建設改良費	304,390 千円
第2項 企業債償還金	63,610 千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 181,047 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等（課税仕入れ以外の支出）の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、305,600千円である。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹